

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公開番号】特開2007-298545(P2007-298545A)

【公開日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-044

【出願番号】特願2006-123941(P2006-123941)

【国際特許分類】

G 03 G 21/16 (2006.01)

G 03 G 15/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 4

G 03 G 15/16

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月24日(2009.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トナー像を担持する像担持体を備え、装置本体に着脱可能なカートリッジと、前記像担持体からトナー像を転写する転写部材と、を有し、前記カートリッジが装置本体に装着されている状態で装置本体を運搬可能である画像形成装置において、

前記転写部材は、前記カートリッジが装置本体に装着されている状態で第1の位置と第2の位置を取ることが可能であり、前記転写部材は前記第1の位置にある時は前記像担持体とニップル部を形成し、前記転写部材は前記第2の位置にある時は前記第1の位置よりも前記像担持体から離れており、前記転写部材は装置本体を運搬する時に前記第2の位置に位置しており、装置本体を運搬した後に前記像担持体を回転させることで、前記転写部材は前記第2の位置から前記第1の位置へ移動することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記像担持体に設けられた第1のギアと、前記転写部材に設けられ前記第1のギアから動力が伝達される第2のギアと、前記転写部材を前記第2の位置から前記第1の位置へ付勢する付勢部材と、前記転写部材を前記第2の位置で保持する保持部材と、前記保持部材による前記転写部材の保持状態を解除する解除部材と、を有し、前記第2のギアは、前記転写部材が前記第1の位置と前記第2の位置のどちらの位置であっても前記第1のギアから動力が伝達されることが可能であり、前記転写部材を前記第2の位置から前記第1の位置に移動させる場合は、前記像担持体が回転すると前記第1のギアから前記第2のギアに動力が伝達されて前記転写部材が回転し、前記転写部材の回転により前記解除部材は前記転写部材の保持状態を解除されて前記付勢部材により付勢されることで、前記転写部材は前記第2の位置から前記第1の位置に移動することを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記転写部材が前記第2の位置に位置する時は、前記第1のギアと前記第2のギアのピッチ間隔が前記転写部材が前記第1の位置に位置する時よりも広がることを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記転写部材は回転可能な転写ローラであることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記目的を達成するための本発明の代表的な構成は、トナー像を担持する像担持体を備え、装置本体に着脱可能なカートリッジと、前記像担持体からトナー像を転写する転写部材と、を有し、前記カートリッジが装置本体に装着されている状態で装置本体を運搬可能である画像形成装置において、前記転写部材は、前記カートリッジが装置本体に装着されている状態で第1の位置と第2の位置を取ることが可能であり、前記転写部材は前記第1の位置にある時は前記像担持体とニップ部を形成し、前記転写部材は前記第2の位置にある時は前記第1の位置よりも前記像担持体から離れており、前記転写部材は装置本体を運搬する時に前記第2の位置に位置しており、装置本体を運搬した後に前記像担持体を回転させることで、前記転写部材は前記第2の位置から前記第1の位置へ移動することを特徴とする。